

大船渡市 プレスリリース

報道発表資料
令和7年12月23日(火)
担当:保健福祉部地域福祉課
福祉推進係(内線139)

大船渡市特例福祉灯油等助成事業及び低所得者世帯食料品物価 高騰対策助成事業の支給時期等について

1 趣旨

低所得の高齢者世帯等に対し、灯油・食料品の物価高騰による経済的負担の軽減を図るため、大船渡市特例福祉灯油等助成事業及び低所得者世帯食料品物価高騰対策助成事業を実施します。事業内容等については、下記のとおり予定しています。

2 事業の内容

(1) 助成方法等(1世帯当たり)

事業名	助成金額	助成方法	摘要
特例福祉灯油等助成事業	現金 7,000円	口座振込	変更なし
低所得者世帯食料品物価 高騰対策助成事業	地域商品券 5,000円	郵送	新規

(2) 対象世帯

両事業とも対象は同一であり、下表(1)～(3)の**全ての要件**を満たしている世帯が対象です。

要件	内容	
(1) 住所	令和7年12月1日現在、本市に住民登録している世帯	
(2) 所得	令和7年度の住民税が非課税の世帯(世帯の全員が非課税) ※ 未申告者がいる場合は、対象になりません。	
(3) 世帯	次の①から④の いずれかに該当する世帯	
	①高齢者世帯	65歳以上(※1)のみで構成されている世帯
	②重度障がい者等がいる世帯	ア) 身体障害者手帳1・2級の人がいる世帯 イ) 療育手帳Aの人がいる世帯 ウ) 精神障害者保健福祉手帳1級の人がいる世帯 エ) 特別児童扶養手当1級の人がいる世帯 オ) 要介護4・5の認定を受けている人がいる世帯
	③ひとり親世帯	ア) 18歳以下(※2)の子どもがいる母子・父子世帯 イ) 両親のいない18歳以下の子どもを養育している世帯
	④生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯

※1 昭和36年4月1日以前に生まれた人

※2 平成19年4月2日以降に生まれた人

(3) 支給方法

大船渡市特例福祉灯油等助成事業における**支給通知書又は口座確認書と地域商品券を同封**し、簡易書留にて対象世帯に郵送します。

※ 助成を受けるための申請等は不要です。

3 支給時期等(予定)

(1) 郵送時期(支給通知書又は口座確認書と地域商品券を同封したもの)

令和8年2月上旬から中旬頃

(2) 特例福祉灯油等助成事業支給時期

令和8年2月中旬以降

4 その他

「特例福祉灯油等助成事業」について、令和7年12月定例記者会見資料の内容に変更はありません。